

奈良県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十六号

奈良県会計規則の一部を改正する規則

奈良県会計規則（平成七年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。
第三条の表第一号中「の部長（」の下に「政策統括官、」を加え、「政策統括官」を削る。

第六条の表第七号才中「及び」を「に要する費用及びその」に改め、同号キ中「奈良県個人情報保護条例（平成十二年三月奈良県条例第三十二号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改め、同号ニを同号ヌとし、同号コからナまでを同号サからニまでとし、同号ケ中「及び」を「に要する費用及びその」に改め、同号ケをコとし、同号クを同号ケとし、同号キの次に次のように加える。

ク 奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年十二月奈良県条例第十九号）に基づく奈良県個人情報保護審議会に提出された書面等の写し等の作成に要する費用及びその送付に要する費用の収納を行うこと。

第六条の表第七号に次のように加える。

ネ 奈良県議会個人情報保護条例（令和五年三月奈良県条例第四十六号）に基づく個人情報の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用の収納を行うこと。

附則第三項中「総務部知事公室南部東部振興課、総務部知事公室南部東部振興課奥大和移住・交流推進室、総務部知事公室南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室」を「総務部知事公室美しい南部東部振興課、総務部知事公室美しい南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室、総務部知事公室奥大和地域活力推進課」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年十二月奈良県条例第十九号）附則第三条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる個人情報の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用の収納については、この規則による改正後の奈

良県会計規則第六条の表第七号キの規定にかかわらず、なお従前の例による。